

公立大学法人大阪入札結果の公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る一般競争入札（対面方式）実施要綱第16条、公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）実施要綱第15条、公立大学法人大阪工事請負に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）実施要綱第21条及び公立大学法人大阪測量・建設コンサルタント等業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）実施要綱第16条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が締結した売買、貸借、請負その他の契約に係る入札結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 この基準の対象は、一般競争入札に基づく契約とする。

(公表内容)

第3条 法人の公表する内容は、次の各号に掲げる事項とし、様式第1号の方法により行うものとする。

- (1) 入札案件名
- (2) 入札方式
- (3) 入札日
- (4) 履行期限
- (5) 予定価格（ただし、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を適用して行う入札の場合）
- (6) 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格（ただし、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を適用して行う入札の場合）
- (7) 落札金額
- (8) 総合評価得点（ただし、総合評価一般競争入札の場合）
- (9) 落札者の商号又は氏名
- (10) 発注所属名
- (11) 前各号に掲げるもののほか、結果公表について必要な事項

(公表の期間)

第4条 公表の期間は、入札執行日の属する年度の翌々年度末までとする。

(公表方法)

第5条 公表は、法人ホームページ又は大阪公立大学医学部附属病院ホームページによるものとする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月1日から施行する。

